

長野県松本地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成16年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年4月8日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

名 称 住 所

社団法人長野県貸金業協会 松本市深志1丁目4番25号

会 計 課

16,844	16,929
10,562	10,564
17,639	17,669

選挙管理委員会

選告示第8号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成16年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

35,430	35,463
361,917	362,185
12,089	12,086
16,864	16,881
21,029	21,000
12,653	12,646
25,478	25,472
19,109	19,086
11,220	11,196
15,155	15,161
26,760	26,843
9,897	9,899
11,321	11,297
7,093	7,076
15,344	15,325
96,068	96,523
54,644	54,649
32,579	32,613
15,115	15,096
28,272	28,260
14,190	14,185
19,801	19,794
11,946	11,959
16,337	16,352
9,006	8,998
11,368	11,375
8,256	8,247
9,207	9,199
14,626	14,665

別表中

を

に改める。



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月8日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
長野県防災行政無線設備更新(移動系)実施設計業務
- (2) 業務箇所名  
長野県庁及び中継局他
- (3) 業務内容  
仕様書のとおり
- (4) 履行期限  
平成17年3月10日
- (5) 納入場所  
長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県において建設コンサルタント等の業務(電気電子業務に係るものに限る。)の入札参加資格を有し、技術士法(昭和58年法律第215号)第2条第1項に規定する電気・電子部門の技術士又は建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号のロに規定する者を置いている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026 (235) 7183

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）  
ア 日時 平成16年4月19日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県危機管理室危機管理・消防防災課
  - (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年4月20日 午前10時30分  
イ 場所 長野県庁西庁舎災害対策本部室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
要します。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月8日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等  
「会議録」の印刷物製造の請負
- (2) 物品等の特質  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期間  
契約締結の日から平成17年3月31日まで
- (4) 納入場所  
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法  
1 ページ当たりの製造単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）  
ア 日時 平成16年4月19日 午前10時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課
  - (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年4月19日 午前11時  
イ 場所 長野県庁本館入札室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は入札説明書によります。

管 財 課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ワークハウス山野草
- 3 代表者の氏名  
武居 一郎
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市差出南1丁目1番33号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による穂高町西穂高土地改良区の解散を、平成16年3月31日認可しました。

平成16年4月8日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
諏訪ステーションパーク1  
諏訪市沖田町13-6 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)十字屋  
東京都台東区柳橋2-20-11
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等  
(変更前)

氏名（名称）	代表者の氏名 （法人の場合）	住所
(株)ライトオン	藤原 政博	茨城県つくば市東新井37-1
(株)モンベル	辰野 勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
(株)セキド	関戸 正美	東京都八王子市旭町11-8
(株)チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田町東4-39-8
(有)稲垣	稲垣 博司	伊那市伊那5237-1
(株)アルファ	立花 敏久	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-10
(有)サン・ヌーベル	北雄 律子	諏訪市洪崎1792-413
(有)ろすまりん	望月 春夫	山梨県北巨摩郡双葉町龍地4326-1
中村漆器産業(株)	中村 正樹	木曾郡榑川村平沢1819
アイ・ティー・テレコム(株)	美濃口 渉	東京都文京区音羽2-10-2

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住所
(株)ライトオン	藤原 政博	茨城県つくば市東新井37-1
(株)モンベル	辰野 勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
(株)セキド	関戸 正美	東京都八王子市旭町11-8
(株)チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田町東4-39-8
(有)稲垣	稲垣 博司	伊那市伊那5237-1
(株)アルファー	立花 敏久	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-10
(有)サン・ヌーベル	北雄 律子	諏訪市洪崎1792-413
中村漆器産業(株)	中村 正樹	木曾郡榑川村平沢1819
アイ・ティー・テレコム(株)	美濃口 渉	東京都文京区音羽2-10-2
(株)ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)文教堂	嶋崎 欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17

## 4 変更した年月日

平成16年3月20日

## 5 届出年月日

平成16年3月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成16年4月8日から平成16年8月9日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月8日

長野県知事 田中 康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)十字屋

東京都台東区柳橋2-20-11

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
571平方メートル	592平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
44立方メートル	48立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)セキド	午前10時	午後8時
(株)ライトオン	午前10時	午後8時
(株)モンベル	午前10時	午後9時
(株)チヨダ	午前10時	午後8時
(有)稲垣	午前10時	午後8時
(株)アルファー	午前10時	午後7時
(有)サン.ヌーベル	午前11時	午後8時
(有)ろすまりん	午前11時	午後8時
中村漆器産業(株)	午前10時	午後7時
アイ.ティー.テレコム(株)	午前10時	午後7時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)セキド	午前10時	午後8時
(株)ライトオン	午前10時	午後9時
(株)モンベル	午前10時	午後9時
(株)チヨダ	午前10時	午後8時
(有)稲垣	午前10時	午後8時
(株)アルファー	午前10時	午後8時
(有)サン.ヌーベル	午前10時	午後8時
中村漆器産業(株)	午前10時	午後8時
アイ.ティー.テレコム(株)	午前10時	午後8時
(株)ハニーズ	午前10時	午後9時
(株)文教堂	午前10時	午後9時

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前10時から午後8時まで	変更前と同じ
2	午前10時から午後8時まで	変更前と同じ
3	午前10時から午後9時まで	変更前と同じ
4	午前10時から午後8時まで	変更前と同じ
5	午前10時から午後5時まで	変更前と同じ
6	午前11時から午後5時まで	変更前と同じ
7	午前11時から午後5時まで	変更前と同じ
8	午前11時から午後5時まで	変更前と同じ
9	午前11時から午後5時まで	—
10	午前11時から午後5時まで	変更前と同じ
11	午前11時から午後5時まで	変更前と同じ
12	—	午前10時から午後5時まで

4 変更する年月日

平成16年3月20日

5 届出年月日

平成16年3月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年4月8日から平成16年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪城南店

諏訪市上川2-2061ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
①-2		
①-3		午前6時から 午後9時まで
①-4		

- 4 変更する年月日  
平成16年 4月23日
- 5 届出年月日  
平成16年 3月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成16年 4月 8日から平成16年 8月 9日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 4月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウンとよしな  
南安曇郡豊科町大字南穂高774-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)カインズ  
群馬県高崎市高関町380  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37  
豊倉商事(株)  
松本市笹部2-2-22  
望月伸泰  
南安曇郡豊科町大字南穂高809
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)カインズ	午前 9 時30分	午後 8 時
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (日曜日のみ 午前 9 時)	午後 9 時
(有)フルールあずさ		午後 8 時
小林製菓(株)		
(有)なかや薬局		
ル・ブレ(株)		
(株)55ステーション	午前10時	午後 9 時
(株)真栄食品		午後 8 時
豊倉商事(株)		
望月伸泰		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)カインズ	午前 9 時30分	午後 8 時
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(有)フルールあずさ	午前10時 (日曜日のみ 午前 9 時)	午後 8 時
小林製菓(株)		
(有)なかや薬局		
ル・ブレ(株)		
(株)55ステーション		
(株)真栄食品	午前10時	午後 9 時
豊倉商事(株)		午後 8 時
望月伸泰		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで
2	午前 7 時 から 午後10時 まで	午前 6 時 から 午後 9 時 まで
3	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで
4	午前 9 時 から 午後 9 時30分まで (日曜日のみ午前 8 時 30分から午後 9 時30分)	24時間
5	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで	午前 9 時 から 午後 8 時30分まで
6		

- 4 変更年月日  
平成16年 4月16日
- 5 届出年月日  
平成16年 3月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成16年4月8日から平成16年8月9日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年4月8日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

## 1 許可番号 平成15年6月3日

長野県諏訪地方事務所指令15諏地建第16-4号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

長野県岡谷市湖畔四丁目9055-1、9055-2の内、9055-3、9055-4、9058-1、9058-2、9058-3、9058-4、9058-7、9513-1、9513-6の内、9514-2の内、9530-2の内、9530-3、9531-2、9531-5の内、9531-1、9531-12、9531-13、9531-15、9534-1、9534-2、9535-11、9535-2、9549-1、9549-5、9549-6、9550-6の内、9550-15、10008-1の内、10008-2の内、10008-3の内、10009-1、10009-3、10009-6の内、10009-8、10009-9、10009-10

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市幸町8番1号 岡谷市長 林 新一郎

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年4月8日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

## 1 許可番号 平成16年1月14日

長野県下伊那地方事務所指令15下伊地建第6-5号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

松川町元大島5051-1、5070-2、5121-1、5121-4、5121-5、5121-6、5121-8、5121-9、5122-5、5188-4、5188-5

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県飯田市上郷黒田693

有限会社 井坪工務店 代表取締役 井 坪 務

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年4月8日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

## 1(1) 許可番号 平成16年1月22日

長野県松本地方事務所指令15松地建第24-8号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡梓川村大字倭96

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字鶴賀614-10

長野商業開発株式会社 代表取締役 荻 原 英 志

## 2(1) 許可番号 平成16年2月16日

長野県松本地方事務所指令15松地建第24-11号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡堀金村大字烏川5025-1、5026-1、5026-4、5028-2、5033-2、5033-3、5033-5、5034、5143-2、5143-3、5143-4

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市下道寺町510

株式会社ベイシア 代表取締役 土 屋 嘉 雄

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年4月8日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

## 1 許可番号 平成16年2月9日

長野県指令15建第2-12号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字野辺字中原1918-6

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡高山村大字高井3427-5 宮 崎 武

建築管理課

## 公告

北佐久郡御代田町による馬瀬口地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月8日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

## 1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年4月9日から5月12日まで

## 3 縦覧の場所

北佐久郡御代田町役場

## 土地改良課

## 公告

千曲市による弥勒寺地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成16年4月8日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成10年8月25日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
千曲市
- 4 事業所の所在地  
千曲市大字杭瀬下84番地
- 5 工事着手年月日  
平成10年8月31日
- 6 工事完了年月日  
平成16年3月26日

## 土地改良課

## 公告

善光寺川中島平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年4月8日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

## 理事

## 新任

氏名 住所

杵 渕 正 久 長野市篠ノ井杵渕1031番地

## 退任

氏名 住所

田 中 光 男 長野市川中島町御厨1613番地

## 監事

## 新任

氏名 住所

大日方 定 男 長野市川中島町上氷鉋879番地

## 退任

氏名 住所

杵 渕 正 久 長野市篠ノ井杵渕1031番地

## 土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月8日

長野県教育委員会教育長 瀬 良 和 征

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
平成16年度に教育委員会において開催する会議、検討委員会等の議事録テープ起こし業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成16年4月20日から平成17年3月31日まで
  - (4) 入札方法  
テープ起こし業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局教育振興課  
電話 026 (235) 7422
- 4 入札説明会の日時及び場所
  - (1) 日時 平成16年4月12日（月） 午後2時
  - (2) 場所 長野県教育委員会教育委員会室（長野県庁8F）
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年4月19日（月） 午前10時  
イ 場所 長野県教育委員会教育委員会室（長野県庁8F）
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成16年4月16日（金） 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県教育委員会事務局教育振興課
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項



各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は入札説明書によります。

教育振興課

## 公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成16年4月8日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

## 1 審査の種類、期日及び場所

種	類	期	日	場	所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成16年5月10日(月)	午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター	
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成16年5月14日(金)	午前9時から午後5時まで		
	車種追加 (大型)	平成16年5月20日(木)	午前9時から午後5時まで		
	車種追加 (普自二)	平成16年5月14日(金)	午前9時から午後5時まで		
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成16年5月17日(月)	午前9時から午後5時まで		
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成16年5月14日(金)	午前9時から午後5時まで		
	車種追加 (大型)	平成16年5月25日(火)	午前9時から午後5時まで		
	車種追加 (普自二)	平成16年5月19日(水)	午前9時から午後5時まで		

## 2 審査方法

## (1) 技能検定員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

## (3) 教習指導員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

## (4) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成16年4月20日(火)までとする。

## (3) 審査手数料の額

## ア 技能検定員審査

- (7) 技能検定員審査(普通) 20,500円  
 (4) 技能検定員審査(大型又は普自二) 14,750円  
 (9) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種) 22,050円

## イ 教習指導員審査

- (7) 教習指導員審査(普通) 12,150円  
 (4) 教習指導員審査(大型又は普自二) 9,850円  
 (9) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種) 12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者については、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

## 4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。  
 (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター

## 公告

長野県地方労働委員会規程(昭和33年10月27日県報)の一部を、平成16年3月30日、次のとおり改正し、平成16年4月1日から施行しました。

平成16年4月8日

長野県地方労働委員会

第5条第1項を次のように改める。

定例総会は、毎月2回開催するものとし、招集日はあらかじめ会長が定める。

地方労働委員会事務局

## 正 誤

平成16年3月25日付け公告「大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧」中

ページ	行(箇所)	誤	正
9	左上から6	平成16年3月25日から 平成16年11月25日まで	平成16年3月25日から 平成16年7月26日まで
9	左下から6	平成16年3月25日から 平成16年11月25日まで	平成16年3月25日から 平成16年7月26日まで
9	右下から17	平成16年3月25日から 平成16年11月25日まで	平成16年3月25日から 平成16年7月26日まで

平成16年3月29日付け長野県規則第16号「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
46	下から5	長野県条例第24号)の別表の2	長野県条例第24号)別表の2
46	下から4	当該手数料	、当該手数料
47	上から10	公布の日	、公布の日